

令和8年4月吉日

お客様各位

山形第一信用組合

一定金額未満の預金口座解約手続きの簡素化(印鑑レス)について

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、手続きの簡素化によるお客様の利便性向上のため、個人および個人事業主のお客様を対象に、一定金額未満の預金口座解約手続きにおいて、通帳および運転免許証等の顔写真付き本人確認書類をご提示いただくことで、お届け印鑑の押印を不要とし、預金者ご本人さまの署名のみで手続きを可能とする取扱いを開始します。

当組合では、今後もお客様の利便性向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧のほどよろしくお願いたします。

記

1. 取扱開始日 令和8年4月6日(月)

2. 一定金額未満の口座解約手続き簡素化(印鑑レス)について

対象となる方	個人および個人事業主のお客様 ※預金者ご本人さまがお手続きされる場合に限ります。
対象となる口座	預金残高1万円未満の下記口座 1. 普通預金口座(定期預金の預け入れのない総合口座を含む) 2. 納税準備預金 ※令和8年4月6日以前に開設された口座も対象となります。
ご提示いただく書類	1. 顔写真付き本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等) 2. 通帳 3. キャッシュカード(発行されている場合のみ)
対象とならない口座	1. 口座残高が1万円以上ある口座 2. 定期預金残高が1円以上ある総合口座 3. お借入れの返済用口座(カードローン契約含む) 4. 相続対象口座、差押対象口座 5. インターネットバンキング契約口座 6. 出資配当金入金指定口座 ※お取引状況によっては解約できない場合がございます。
受付方法	口座開設店の店頭窓口

※改定後の「普通預金規定」「総合口座取引規定」「納税準備預金規定」は、山形第一信用組合のホームページをご覧ください。(改定日令和8年4月1日)

以上